

年特回数及び1月前半・1月後半の搬入回数指示書交付日程等について（令和2年度）

搬入回数指示書交付日程について

区 分	交 付 日
年 特（12/29～1/6）	令和2年12月25日（金）
1月前半（1/7～1/15）	令和3年1月5日（火）
1月後半（1/16～1/31）	令和3年1月14日（木）

※ FAXで市内事務所あてに送付します。

年特搬入回数の追加・交換受付

<電子申請>

電子申請完了日時	反映予定日時
令和2年12月25日9時～令和2年12月25日15時	令和2年12月25日17時
令和2年12月25日15時～令和2年12月28日15時	令和2年12月28日17時
令和2年12月28日15時～ <u>令和2年12月30日15時</u>	令和2年12月30日17時
令和2年12月30日15時～令和3年1月4日15時	令和3年1月4日17時
令和3年1月4日15時～令和3年1月5日15時	令和3年1月5日17時
令和3年1月5日15時～令和3年1月6日15時	令和3年1月6日17時

※ 電子申請(大阪市行政オンラインシステム)は各日15:00までの申請分を処理します。
(15:01以降の申請分は翌開庁日の処理となります。)

<一般廃棄物指導課窓口>

- ◇ 年末＝12月25日（金）、28日（月）、30日（水）
- ◇ 年始＝1月4日（月）、5日（火）、6日（水）
- ◇ 受付時間＝9：00～17：30（12：15～13：00を除く）

※ 搬入回数追加・搬入先変更申請書(年特)の専用様式(第30号様式)は、年特分搬入回数指示書交付日(12月25日)にメールで送付します。

※ 年特回数は、12月29日から1月6日までの全期間を通じて使用できます。

臨時増車等の受付

1 受 付

- ◇ 年末＝12月25日（金）、28日（月）、30日（水）
- ◇ 年始＝1月4日（月）より通常どおりの受付
- ◇ 受付時間＝9：00～17：30（12：15～13：00を除く）

2 注意事項

- (1) 一般廃棄物指導課へ必ず事前に来庁し、承認手続を行ってください。
- (2) 承認を受けた後、受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- (3) 届出の使用期間は、搬入回数指示の期間内とし、各期にまたがる場合は、それぞれの期間について個別に使用の届出を行ってください。

3 承認車両の故障等で臨時車両により緊急用 IC カードを使用した場合（閉庁時）

- (1) 事前に受入施設（焼却工場・破砕）へ臨時車両を使用する旨直接連絡し、必ず承認を受けてください。
- (2) 承認を受けた後、緊急用 IC カードを使用して受入施設（焼却工場・破砕）へ搬入してください。
- (3) 直近の開庁日に、一般廃棄物指導課窓口で承認手続を行い、併せて緊急用自動計量システム IC カード使用報告書(第 25-2 号様式)を提出してください。

※ 事前連絡・承認手続のない場合は搬入できません。